7．その他一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

嘱託・臨時職員給与	55,814,458円
福利厚生費	10,716,354円
旅費交通費	97,480,761円
通信運搬費	72,608,516円
保険料	1,022,654円
水道光熱費	41,830,878円
保守修繕費	124,694,104円
租税公課	17,192,750円
消耗品・備品費	181,257,376円
雑費	65,648,570円
研修活動費	8,685,599円
諸謝金	13,266,575円
印刷製本費	10,051,097円
合計	700,269,692円

8．固定資産売却除却損のうち、固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

構築物	1,552,304,409円
機械装置	599,534,366円
その他	140,884,865円
合計	2,292,723,640円

9．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

ファイナンス・リース取引（運営費交付金対応分）が損益に与える影響額は、47,433円であり、当該影響額を除いた当期総利益は282,316,617,777円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	486,677,473,199円
定期預金	△ 468,230,000,000円
資金期末残高	18,447,473,199円

2．重要な非資金取引

当該事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ172,860,864円であります。

［行政サービス実施コスト計算書関係］

引当外退職給付増加見積額△2,619,793,339円の内訳

国からの出向職員に係るもの	24,316,215円
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の増加見積額	△ 2,644,109,554円
引当外退職給付増加見積額	△ 2,619,793,339円

［退職給付関係］

1．採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。

当機構が加入している通産関係独立行政法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行部分について、平成26年３月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

2．退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	△ 10,072,797,326円
②　年金資産	3,090,808,016円
③　未積立退職給付債務（①＋②）	△ 6,981,989,310円
④　未認識数理計算上の差異	0円
⑤　未認識過去勤務債務	0円
⑥　退職給付引当金（③＋④＋⑤）	△ 6,981,989,310円

(注)　厚生年金基金の代行返上に関し、当事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は4,539,937,731円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（会計制度委員会報告第13号）第44―２項を適用した場合に生じる利益の見込額は2,469,082,081円であります。

3．退職給付費用に関する事項

①　勤務費用（注１）	309,521,130円
②　利息費用	123,988,951円
③　期待運用収益	△ 241,248,523円
④　数理計算上の差異の費用処理額（注２）	165,831,081円
⑤　過去勤務債務の費用処理額	△ 1,325,802,318円
⑥　退職手当（注３）	574,437,944円
⑦　退職給付費用（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	△ 393,271,735円

（注１）勤務費用から、厚生年金基金に対する役職員等拠出額を控除しております。

（注２）数理計算上の差異の費用処理額には、勘定間の人員異動に伴う増減も含まれております。

（注３）退職手当は、引当外退職給付に係る当事業年度の支給額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①　退職給付見込額の期間按分方法	期間定額基準
②　割引率	1.1％
③　期待運用収益率	8.74％
④　数理計算上の差異の処理年数	発生事業年度に全額費用処理
⑤　過去勤務債務の処理年数	発生事業年度に全額費用処理

［金融商品関係］

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当機構は、資金運用については「独立行政法人通則法」等に基づき運用の安全性・確実性を確保し、また決済資金等の資金需要に備えられるよう流動性を確保するとともに、共済契約者に対する共済金等の支払を将来にわたり確実に行うことができるよう収益稼得のための効率性・収益性を確保することとしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

保有する金融資産は、主として満期保有目的で所有している債券、譲渡性預金、信託資産、貸付有価証券担保預り運用資産及び事業貸付金であります。

債券及び譲渡性預金については、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクについては、「独立行政法人中小企業基盤整備機構余裕金運用要領」に基づく適正なリスク管理のほか、共済資産の運用については、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づき「小規模企業共済資産運用の基本方針」を定め、基本ポートフォリオに基づく資産管理・運用を行うことによって、リスクの回避、低減を図っております。

なお、貸付有価証券担保預り運用資産は、満期保有目的で所有している債券を運用有価証券信託契約に基づき運用しているものであって、受託者である信託銀行が債券の貸付先から運用債券に見合う現金（貸付有価証券担保預り金）を預って運用しているものの当該貸付先の信用リスクに晒されています。また、単独運用指定包括信託又は特定包括信託による信託資産は、流動性の高い内外の株式及び債券を市場で委託運用しており、市場価格の変動・為替・信用等の各リスクに晒されております。当機構では、「小規模企業共済資産運用の基本方針」等に基づき、運用状況と併せて受託者をモニタリングしており、必要に応じて適切な手段を講じることとしております。